

弊社ロードセルにおける CE マークの取り扱いについて

ヨーロッパの EU（欧州連合）加盟国に製品を流通させる場合には、最終需要者の健康の保護及び製品の安全性を裏付けるために、製品の分類に応じた各種 EC 指令に適合させることが要求されています。この EC 指令を満足した証明として CE マークが存在します。

ロードセルは金属の起歪体に受動素子である抵抗歪ゲージを貼り付けた製品であり、本質的に害がない装置と位置づけされていますので、ロードセル単体では低電圧指令、及び EMC 指令の両指令の適用範囲外となります。

従って、ロードセルは CE マークの不要な製品として弊社では扱っておりますが、ロードセルを組み込んだ製造業者の方は、当該最終製品に適用される EC 指令を満足し、CE マークをつけた製品として EU（欧州連合）加盟国へ流通させることが要求されていますので、最終製品全体の CE マークにつきましては、最終製造業者殿の責任で実施していただく必要があります。

本質的に害がない装置について

EMC 指令ガイドには、EMC 指令の適用範囲から除外できる事項が記載されており、本質的に害がない装置の説明は以下の通りです。

- ・装置の固有の物理的特性が、装置の意図する操作で、無線および電気通信装置並びにその他の装置の許容レベルを超える電磁エミッションの一因となるかまたは生成することが不可能であるようなものである;さらに、
- ・装置は、通常、装置が意図する環境内に現存する電磁妨害波に直面した際に受け入れ不可能な機能低下なしに作動する。

装置を本質的に害がないものとして分類するためには両方の条件に合致する必要がある。

Guide for the EMC Directive 2004/108/EC

(21st May 2007) より